

1. 75歳以上のひとり暮らしの方で年金収入79万円（基礎年金受給者）の場合

(1) 被保険者均等割額

被保険者均等割額の軽減になるかどうかを判定します。

$$\text{軽減判定所得} = \text{年金収入} - \text{公的年金控除※1} \\ = 79\text{万円} - 120\text{万円} = \underline{0\text{円}}$$

※1 年金収入が330万円未満の場合は、120万円の公的年金控除があります。

被保険者全員が年金収入80万円以下（その他各種所得なし。）の場合、被保険者均等割額（45,800円）の8割を軽減します。

$$\text{○被保険者均等割額} = \{45,800\text{円} - (45,800\text{円} \times 0.8)\} = \underline{9,100\text{円} \cdots \text{A}}$$

(100円未満切り捨て)

(2) 所得割額

$$\text{賦課のもととなる所得金額} = \text{公的年金控除※1} \\ = 79\text{万円} - 120\text{万円} = 0\text{円}$$

※1 年金収入が330万円未満の場合は、120万円の公的年金控除があります。

$$\text{○所得割額} = 0\text{円 (賦課のもととなる所得金額)} \times 8.67\% = \underline{0\text{円} \cdots \text{B}}$$

(3) 保険料額

$$\text{○保険料額} = 9,100\text{円 (A)} + 0\text{円 (B)} = 9,100\text{円}$$

(月額 758円)